

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から11年3月まで

当時は大学生であり、国民年金保険料の納付が困難であったため、毎年必ず免除申請手続きを行っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の免除を受けるには、年度ごとに申請する必要があることを承知していたので、毎年、自ら必ず免除申請を行っていた。」と申し立てており、オンライン記録によると、申立期間の前後である平成8、9年度及び11、12年度については、毎年4月又は5月に保険料の免除申請を行い、承認を受けていることが確認できることから、その申立内容は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと考えられる。

また、申立期間は12か月と短期間であるとともに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月及び同年 8 月

国民年金保険料は自治会の役員の方が集金に来てくれていた。ねんきん定期便を見るまでは未納があるとは思ってもいなかった。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間以外に未納は無く、第 3 号被保険者及び厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることから、年金制度及び保険料納付に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は任意加入期間であり、かつ 2 か月と短期間であることから、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の元夫は共済年金に加入しており、申立期間当時は経済的に安定していたと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていたと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、自分で保険料を納めるようになり、納め忘れがないように納付していたので、3 か月のみ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、市の国民年金被保険者名簿から、申立人に係る国民年金加入手続は昭和 60 年 6 月 26 日に行われたことが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和 58 年度及び 59 年度の保険料をさかのぼって納付している上、これ以降の期間について、申立期間②を除き未納が無いことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえ、3 か月と短期間である当該期間のみあえて納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界しており、申立人は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、前述のとおり、申立人に係る国民年金加入手続は昭和 60 年 6 月 26 日に行われたことが確認でき、この時点で申立期間①は時効により納付

できない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和18年5月1日、資格喪失日は20年1月3日であると認められることから、被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月1日から20年1月ごろまで

A社B工場には、昭和18年5月1日から、召集令状が来て軍隊に入隊する20年1月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者の記録が発見され、当該記録の資格取得日は、昭和18年5月1日と記録されているが、喪失日が記録されていないことが確認できる。

また、申立人が所持しているC職身分票により、C職になる以前の職歴として、「A社B工場」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が加入していたD共済組合に照会したところ、「申立人の組合員期間は、昭和20年1月3日から21年6月15日まで及び23年3月8日から57年3月31日までであり、申立人が、共済退職年金請求時に添付したE県知事の証明した『履歴書』において、20年1月3日から21年6月15日までは軍隊に入隊していた期間であることが証明されている。」と回答している。

加えて、申立人の妻は、「A社には徴用で行った。その後、召集令状が来て

Fの部隊に徴兵され、終戦になり郷里に帰った。」と証言しており、当該D共済組合の回答とも一致していることから、申立人は昭和20年1月2日まではA社B工場に勤務していたことが推認でき、申立人に係る当該事業所における資格喪失日は、同年1月3日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると認められることから、A社B工場の事業主は、申立人が昭和18年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年1月3日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

A社には恩師の紹介で入社し、その後、業務拡大に伴い親会社であるB社に移籍した。この際の1か月が厚生年金保険に未加入となっているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の総務担当取締役及び同僚の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「月の初めからB社へ勤務したと思う。」としており、オンライン記録では当該事業所の資格取得日が昭和49年7月1日となっていることから、申立人のA社における資格喪失日は同年7月1日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年5月のオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は既に他界していることから、これを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年6月に係る保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木厚生年金 事案 1310

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年10月1日まで

B社及びA社に勤務したが、両社の社長は同一人であり、私はその命によりB社からA社に籍を移した。申立期間が被保険者となっていないことは納得できないので、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(B社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録における申立人のB社に係る厚生年金保険の資格喪失日が昭和35年8月1日となっていること、及び住民票により申立人が同年8月1日に新たな住所地に転入したことが確認できることから、申立人のA社における資格取得日を同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

さらに、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は他界しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 栃木厚生年金 事案 1311

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を60万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、平成20年6月20日に事業主から賞与の支払いを受け、60万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該事業所が保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年2月から9年4月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

また、申立期間②に係るB社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年6月から10年1月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から9年5月1日まで  
② 平成9年6月1日から10年2月1日まで

ねんきん定期便により、申立期間①及び②の標準報酬月額が大きく引き下げられていることを知った。給与の大幅な変更は無かったため、確認の上、記録の訂正をしてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年2月から9年4月までは44万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月1日以降の10年2月26日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか13人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、役員であったことが確認できるが、当時の同僚は、「申立人の当時の業務内容は商品の管理であり、社会保険の手続は事業主の母親が行っていた。」と証言している。

さらに、元事業主は、「当該事業所において社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員から遡及訂正<sup>そきゆう</sup>について聞かされた。」、「社会保険の手続は私の母親が行っており、申立人はかかわっていなかった。当

該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の最終判断は自分が行った。」と証言していることから、申立人が当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり平成8年2月から9年4月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年6月から10年1月までは26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月1日以降の同年6月12日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか4人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本において、申立人は申立期間当時、役員であったことが確認できるが、当時の同僚は、「申立人の当時の業務内容は商品の管理であり、社会保険の手続は事業主の母親が行っていた。」と証言している。

さらに、元事業主は、「当該事業所において社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から<sup>そきゅう</sup>遡及訂正について聞かされた。」、「社会保険の手続は私の母親が行っており、申立人はかかわっていなかった。当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の最終判断は自分が行った。」と証言していることから、申立人が当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり平成9年6月から10年1月までは26万円に訂正することが必要である。

## 栃木厚生年金 事案 1313

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月20日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る保険料納付の年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、平成20年6月20日に事業主から賞与の支払いを受け、20万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、保険料も納付していないとしており、当該事業所が保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から61年11月まで  
昭和54年12月ごろA国から帰国し、数年後、国民年金の加入案内が届いたので、市役所へ出向いて加入手続を行い、5年分(約11万円)の保険料を一括して納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年12月ごろA国から帰国し、数年後、国民年金の加入案内が届いたので、市役所に出向いて加入手続を行い、申立期間の保険料を一括して納付した。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は62年10月に払い出されており、その時点では申立期間の大半が時効により納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は5年分で約11万円であったとしているが、当時の実際の保険料額は5年分で約36万円であり、申立人が納付したとする保険料額と大きな差異がある。

さらに、申立期間と同期間夫も未納である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

町役場の職員から、「国民年金の保険料は、国の税金と同じですから未納分は必ず払ってください。」と言われたため、後日、12万円から13万円の保険料を一括で支払ったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「町役場から、申立期間の国民年金保険料が未納となっているとの連絡を受け、12万から13万円の保険料を一括で納付した。」と述べているところ、オンライン記録及び町の国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和63年12月に、61年10月から63年3月までの保険料（計13万1,400円）を一括して納付していることが確認できることから、その記憶内容は当該期間の保険料納付に係るものであると考えられる。

また、上記の過年度納付が行われた時点で、申立期間は時効により納付できない期間である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで

A社B事業所の昇給通知書を見ると、給料が減額されたことが無いのに、ねんきん定期便では申立期間①、②及び③について従前の標準報酬月額より低い金額になっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所における申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録がいずれも従前の金額より低い金額になっているが、申立人が所持する当該事業所の昇給通知書では毎年昇給していることが確認できることから、標準報酬月額の記録が減額になることは考えられないとして申し立てている。

しかし、当該事業所では、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除について確認できないとしている。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、さかのぼって記録が訂正されるなど、記録上不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると当該期間は、いずれも定時決定において標準報酬月額が1等級下がっているが、定時決定はその年の5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した額を標準報酬月額等級表に当てはめて決定するものであるところ、当該事業所は、「資料が無い

ので、断定はできないが、残業代等による1等級ぐらゐの変動はよくあることで、標準報酬月額が下がったとしても、不自然ではないと思う。」と回答している。

加えて、当該期間当時の当該事業所における他の厚生年金保険被保険者の記録を見ると、従前より1等級又は2等級下がっている者が散見されるとともに、申立人と同時期に被保険者資格を取得した同年齢の25人の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が特段低いとは認められない。

このほか、申立期間①、②及び③において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。